

平成 30 年 5 月 14 日招集

平成 30 年第 2 回燕市議会臨時会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 2 号	専決処分の報告について（平成29年度燕市一般会計補正予算（第13号）） （内容別冊）	1頁
報告第 3 号	専決処分の報告について（燕市税条例の一部改正）	2頁
報告第 4 号	専決処分の報告について（燕市国民健康保険税条例の一部改正）	11頁
報告第 5 号	専決処分の報告について（燕市立幼稚園条例の一部改正）	14頁
報告第 6 号	専決処分の報告について（平成30年度燕市一般会計補正予算（第1号）） （内容別冊）	17頁
議案第 38 号	契約の締結について（栗生津小学校大規模改造工事（建築））	18頁
議案第 39 号	契約の締結について（栗生津小学校大規模改造工事（機械設備））	19頁
議案第 40 号	平成30年度燕市一般会計補正予算（第2号）	別冊

専決処分の報告について

平成29年度燕市一般会計補正予算（第13号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成30年 5 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成30年 5 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕
市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「第37条第3項」を「第37条第5項」に、「第40条」を「第40条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第13条第1項中「によって」を「により」に改める。

第19条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第25条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第36条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第36条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「「第36条の5第1項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第37条第7項中「第40条第2項」を「第40条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及

び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第40条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第37条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第40条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第40条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第38条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第40条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以降2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第40条に次の2項を加える。

5 第37条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第40条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第40条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第38条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第40条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第40条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第41条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第4条の2第1項中「第37条第3項」を「第37条第5項」に改め、同条第2項中「第40条」を「第40条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条の2の2第1項中「第40条に」を「第40条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第9条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第13項中

「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第9条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第

38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又

は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第11条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条の2中「(平成27年法律第2号)」を「(平成30年法律第3号)」に、「第18条第1項」を「第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)第40条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金に

ついて適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成30年 5 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第16条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第17条の3第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 5 月 14 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例

燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,600円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

平成30年度燕市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成30年 5 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

契約の締結について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり栗生津小学校大規模改造工事（建築）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成30年 5 月 14 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	栗生津小学校大規模改造工事（建築）
契 約 金 額	一金492,912,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額36,512,000円）
契 約 手 方	春木・土田 栗生津小学校建築特定共同企業体 代表 新潟県燕市蔵関462番地 春木建設株式会社 代表取締役 春木 和朝

契約の締結について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり栗生津小学校大規模改造工事（機械設備）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成30年 5 月 14 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	栗生津小学校大規模改造工事（機械設備）
契 約 金 額	一金127,602,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,452,000円）
契 約 手 方	繁原・燕総合 栗生津小学校機械特定共同企業体 代表 新潟県燕市杉柳127番地1 株式会社繁原設備工業 代表取締役 繁原 貴雄